

東京圏国家戦略特別区域区域計画の認定について

1 経緯

平成26年 5月 1日 「国家戦略特別区域を定める政令」により、千代田区他先行9区が区域指定される。

平成27年 8月28日 「国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令」により目黒区を含む東京都の全域が追加して区域指定される。

11月26日 第7回東京圏国家戦略特別区域会議において、目黒区における区域計画(案)を内閣総理大臣に申請

11月27日 第17回国家戦略特別区域諮問会議
※同日付けで区域計画(案)が内閣総理大臣認定を受ける。

2 国家戦略特別区域の名称

「東京圏 国家戦略特別区域」

3 概要

名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用したイベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類は、国家戦略特別区域法施行令第19条第5号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域は資料1「国家戦略道路占用事業の適用区域」のとおりとする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。)

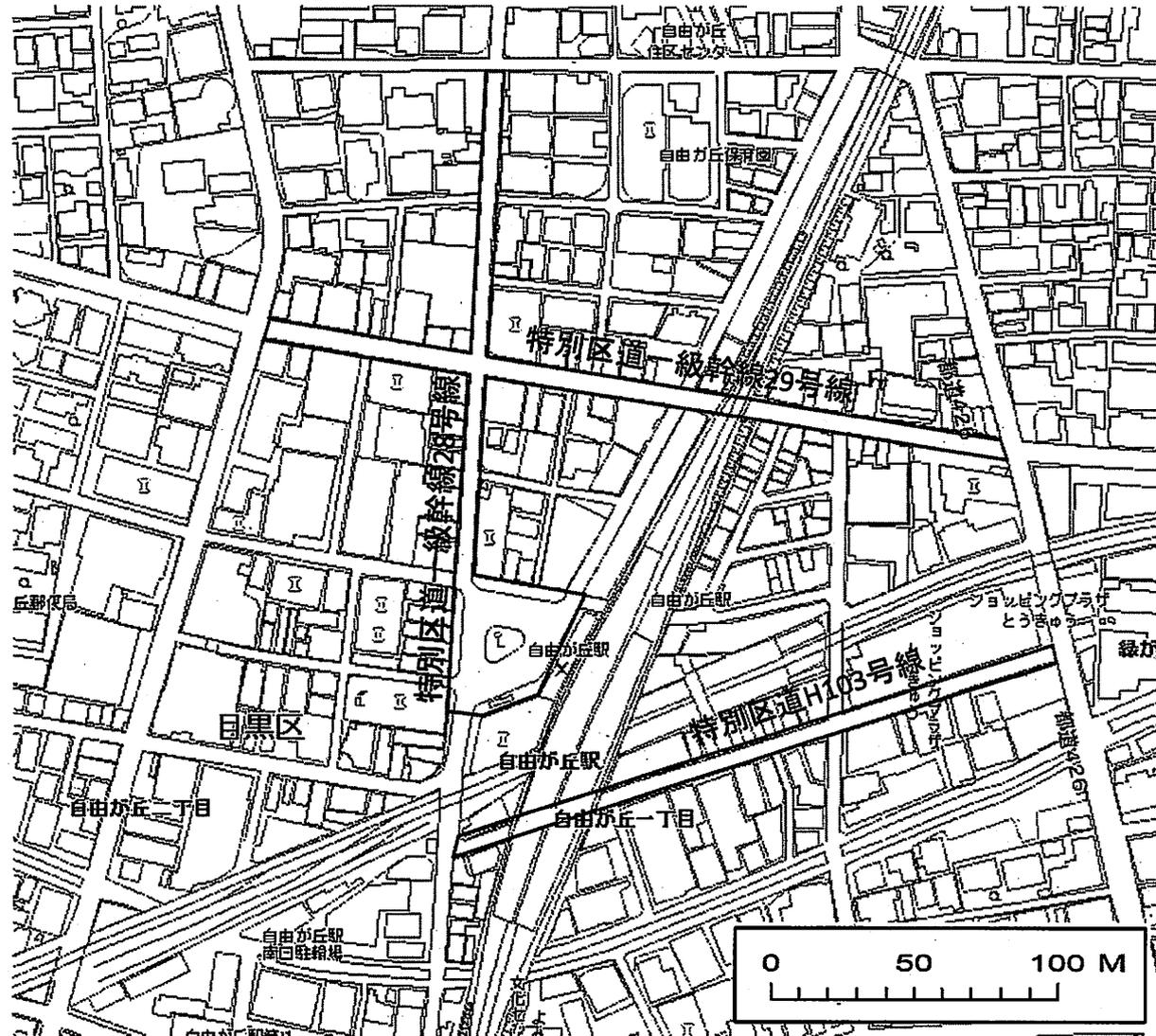
実施主体：自由が丘商店街振興組合

以 上

国家戦略道路占用事業の適用区域

資料 1

特別区道一級幹線28号線、29号線、H103号線



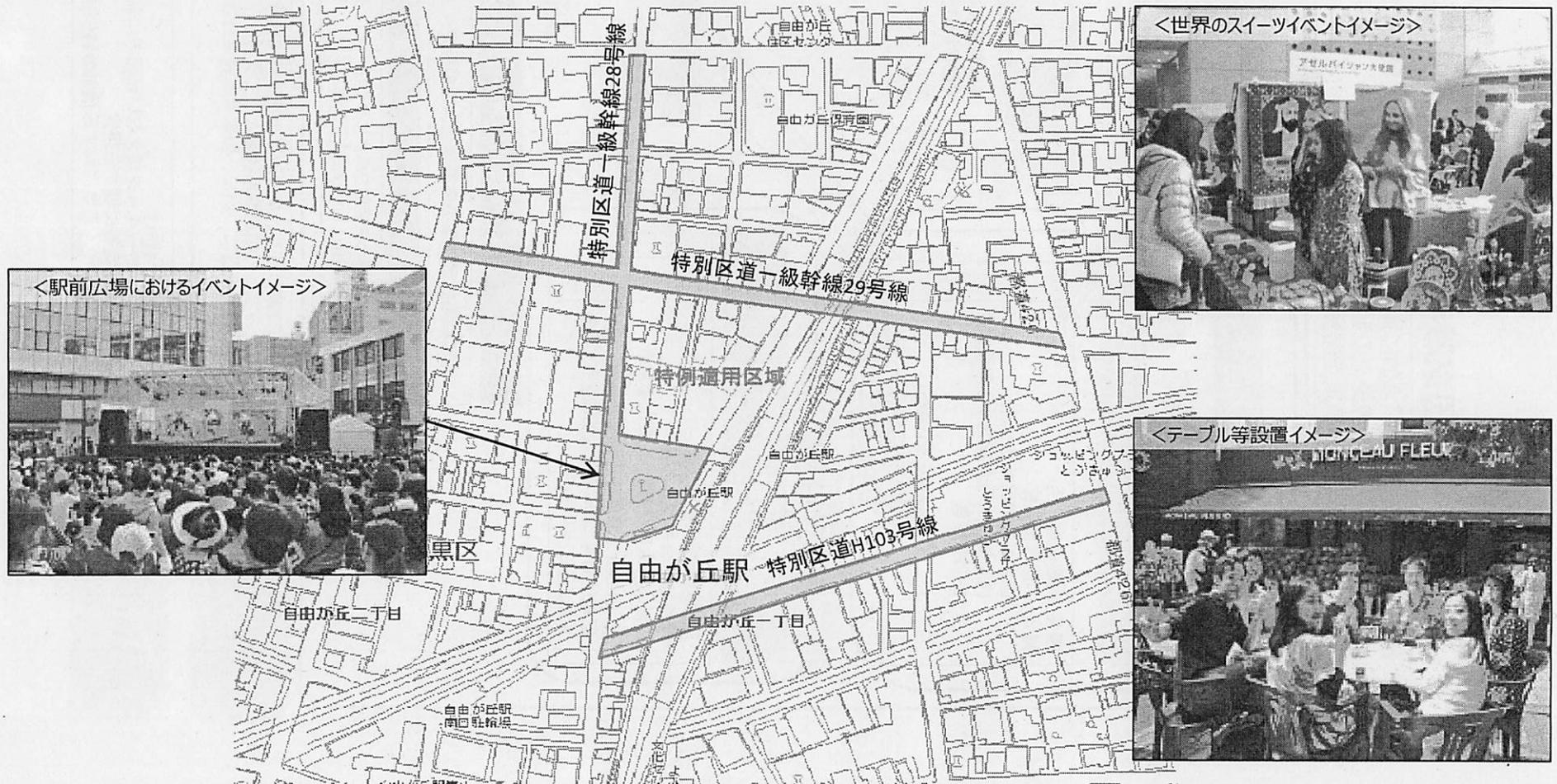
...国家戦略道路占用事業を行う区域

自由が丘駅周辺街路におけるエリアマネジメントに係る道路法特例の適用

○ 自由が丘駅周辺街路の特例適用区域において、道路空間を活用したイベント実施、イベント開催時のオープンカフェ設置等により賑わいを創出し、都市観光の推進を図る。(実施主体:自由が丘商店街振興組合)

➡ 来年のゴールデンウィークに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運を高める国際交流イベントを開催予定(元オリンピック選手参加のトークショー、世界のスイーツイベント等)

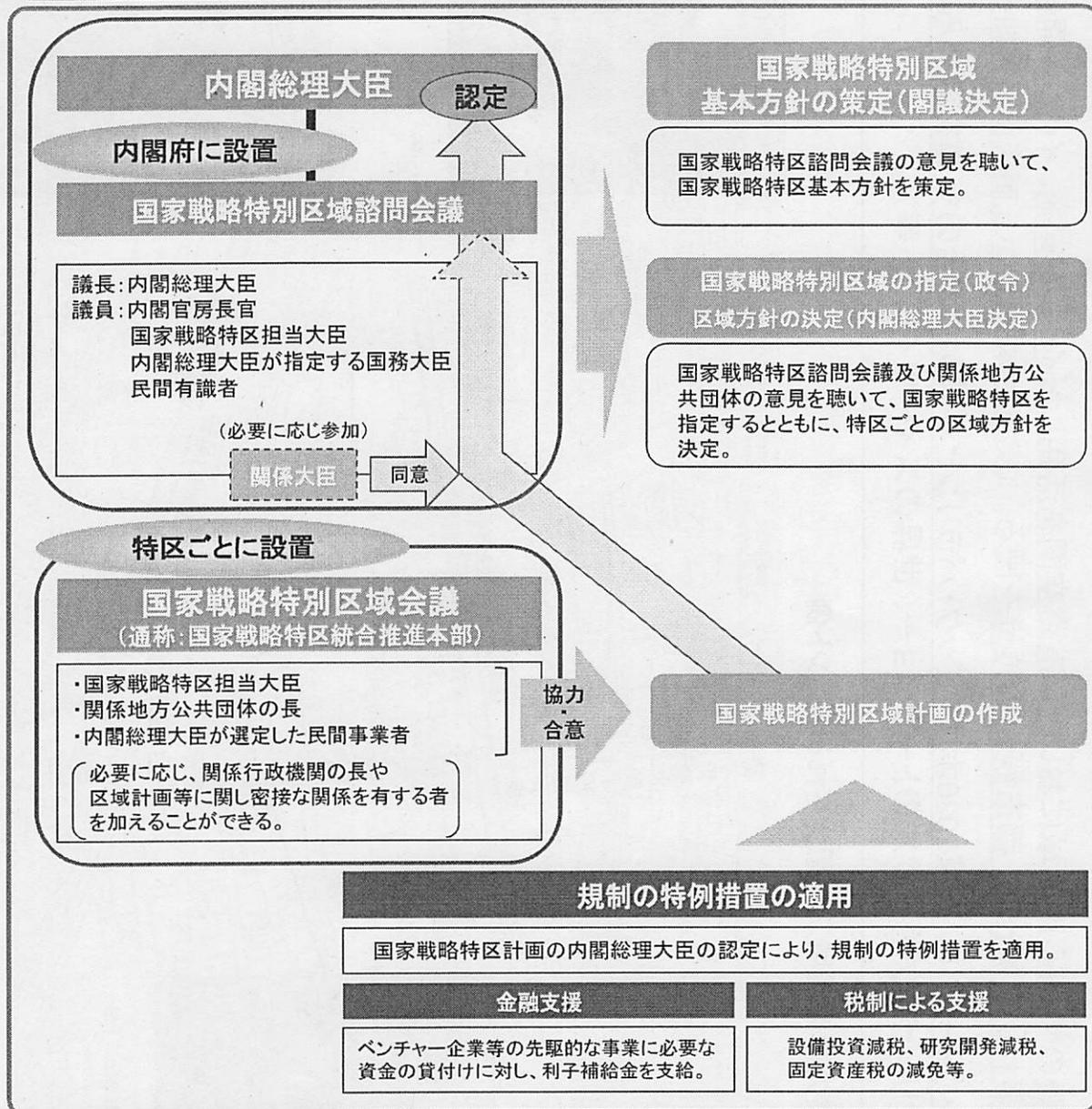
■ 国家戦略道路占用事業の適用区域及び想定されるイベント例



内閣府地域活性化推進室
内閣官房地域活性化統合事務局

国家戦略特別区域法の概要

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。



構造改革特区との連携

- 国家戦略特区に関する提案のうち、構造改革の推進等に資すると認められるものは、構造改革特区の提案とみなして構造改革特区として支援。
- 構造改革特区の規制の特例措置について、国家戦略特区計画に記載し総理の認定を受けることで活用が可能。

施行期日

- 公布日(平成25年12月13日)から施行。
- ただし、次の規定は、公布日から4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。
 - 国家戦略特別区域計画の認定等に関する規定
 - 国家戦略特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等